

社会福祉法人 和楽園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 和楽園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 非常勤役員等は、報酬を辞退することができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表1に定める額

（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に定める額を旅費として支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、会計年度に1度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるこ
ととする。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	年額(税別)
評議員会への出席	10,000円

(2) 理 事

	年額(税別)
理事会等会議への出席	10,000円

(3) 監 事

	年額(税別)
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円

別表2 (非常勤役員等の旅費)

区分	金額
交通費	職員旅費規程に準ずる
宿泊料	1泊につき 15,000円
日 当	3,000円